

# 環境法規制等順守 チェックリスト

年1回実施

作成日 平成24年7月2日  
最新改訂 2019年4月1日

作成 松本 啓二  
改訂 松本 啓二

確認	作成
	松本(啓)

## 【改訂履歴】

■作成日： 平成24年7月2日 （注：最新改訂は、網がけ表示又は赤字表示です。）

- |   |             |       |
|---|-------------|-------|
| ○第1回改訂：近隣、顧客からの要求事項を追記  | 平成24年11月1日  | 松本 啓二 |
| ○第2回改訂：表紙にコメント追記、フォーマット3年間使用可能に変更   | 平成25年4月2日   | 松本 啓二 |
| ○第3回改訂：労働基準法、労働安全衛生法を追記、高圧ガス保安法の削除<br>産廃保管の表示、浄化槽11条検査について追記<br>組織変更による安川電機内の欄を削除 | 平成26年3月20日  | 松本 啓二 |
| ○第4回改訂：フロン排出抑制法（旧：フロン回収・破壊法）施行による変更<br>協定調査結果により追記                                | 平成27年10月21日 | 松本 啓二 |
| ○第5回改訂：RoHS指令、UL認定品の特定による追記   | 平成27年11月20日 | 松本 啓二 |
| ○第6回改訂：RoHS指令（RoHS2.0）、改正により6物質から10物質へ追記  | 2019年4月1日   | 松本 啓二 |

【環境法規制等順守 チェックリスト】

作業所における適用可能な法的及びその他の要求事項のうち、主な届出や関係者への提出義務のある事項及び順守しなければならない事項に関するチェックリストです。

特定日：平成24年7月2日  
改訂日：2019年4月1日

確認者	確認者	確認者
確認日:	確認日:	確認日:

環境法規制等の名称/略称	規制内容			実 施 手続き・順守事項	文書・記録(例) 【有資格担当者】	(1年目)	(2年目)	(3年目)
	届出、作業等	適用範囲	適用条件			順守評価チェック	順守評価チェック	順守評価チェック
<b>廃 棄 物 処 理 ・ リ サ イ ク ル</b>								
廃棄物処理法	産業廃棄物の委託処理	産業廃棄物	汚でい、廃油、廃プラ、建設木くず、建設紙くず、建設繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、ゴムくず、コンクリート破片など 「石綿含有（重量比0.1%超）産業廃棄物」 「リース業に係る木くず及び運送用パレットに係る木くず」（平成20年4月1日施行）	委託基準 1. 委託先の許可確認	・収集運搬及び処分業者の許可証の確認 ・中間処理場等の現地確認			
				委託基準 2. 委託契約の締結 3. 契約書の5年間保存	・委託契約書の内容確認（委託金額、産業廃棄物の種類、性状、性状等変更情報の伝達方法等）			
				マニフェストの交付 1. 交付義務	・適合マニフェストを使用			
				・マニフェストの交付 2. 回収・照合（発行後B2, D票90日E票180日以内） 3. 保管(5年間) ・未回収戻り票の報告 ・「交付状況報告」（前年度実績、毎年6月30日までに）	・マニフェスト管理台帳にて回収日の管理、A票の照合欄チェック。（回収期間内に返送され、法定事項記載確認済み） ・措置内容等報告書（知事への報告）			
			産廃保管の表示	(600×600)表示で記載内容が適正であること				
容器包装リサイクル法	製造工程での残材	一般廃棄物	一般廃棄物である容器包装廃棄物を対象とする。	市町村が定めた分別の基準に従い容器包装廃棄物も適正に分別排出する				
家電リサイクル法	特定家庭用機器の排出（作業所あるいは詰所の家電が対象）	特定家庭用機器	【特定家庭用機器】テレビ（液晶・プラズマ含）、エアコン、電気冷蔵庫及び冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機	小売店へ料金を支払い引き渡す又は自治体指定の方法で引き取り依頼する	領収証			

環境法規制等の名称/略称	規制内容			実 施 手続き・順守事項	文書・記録(例) 【有資格担当者】	(1年目) 順守評価チェック	(2年目) 順守評価チェック	(3年目) 順守評価チェック
	届出、作業等	適用範囲	適用条件					
<b>大 気 汚 染</b>								
大気汚染防止法	廃棄物焼却炉による建設廃棄物の焼却	ばい煙発生施設 (設置期間30日以上)	廃棄物焼却炉 (2㎡以上又は焼却能力200kg/h以上)	・知事又は政令市長へ60日前までに届け出 ・いおう酸化物、有害物質の排出基準	届出書(規則様式第1、但し条例等上乘せ規定有り) 監視測定記録			
フロン排出抑制法	業務用エアコンの使用	第一種特定製品 業務用の空調機器(エアコン)	業務用エアコン、冷蔵・冷凍機器(ショーケース、自販機、冷水器等々含む)	・解体前に設置有無を確認、発注者に書面説明 ・機器の廃棄を委託された場合「委託確認書」の受理と写しの保存及びフロン回収業者の「引取証明書」の受理と写しの保存(3年間) ・点検の実施	「事前確認書」(交付年月日・元請業者名等・発注者名等・機器設置有無の確認結果) 簡易定期点検の記録(四半期ごと)保存は機器を廃棄するまで 有資格者による定期点検(7.5kW~50kW)3年に1回以上			
<b>騒 音 ・ 振 動</b>								
騒音規制法	空気圧縮機等を使用する作業	・特定建設作業・適用指定地域	環境大臣の指定(国土交通省の「低騒音型建設機械指定制度」機種は除く)	・知事へ7日前までに届け出 ・作業敷地境界にて85デシベル以下	・市町村へ事前確認 ・届出書(規則様式第9、但し条例等上乘せ規定有り)			
<b>水 質 汚 濁 (排 水)</b>								
浄化槽法	工場敷地内	浄化槽(合併処理浄化槽)		・設置の届出 ・使用廃止後30日以内の届出	・届出書(条例等規定) ・11条検査記録の確認			
<b>土 壌 汚 染</b>								
土壌汚染防止法	当社敷地内での土地の改変	工場敷地内	有害物質使用特定施設の廃止(跡地)	※当法令自体は、土地の所有者等に対する規制であるが、汚染土壌等を搬出する段階で当方にも規制あり	汚染土壌の搬出及び処分(「管理票」の交付)			

環境法規制等の名称/略称	規制内容			実 施	文書・記録(例) 【有資格担当者】	(1年目)	(2年目)	(3年目)
	届出、作業等	適用範囲	適用条件	手続き・順守事項		順守評価チェック	順守評価チェック	順守評価チェック
そ の 他 関 連 法 令								
消防法 (危政令)	少量危険物の取扱い	少量危険物の貯蔵・取扱の基準	指定数量とは、 第1石油類 ガソリン等： 200L アルコール類：400L 第2石油類 灯油、軽油 等：1000L 第3石油類 重油等2000L 第4石油 類シンナー油等6000L	市町村条例（火災予防条例）で定める。 （準則）指定数量の1/5以上、指定数量未満の場合、あらかじめ消防長（消防署長）に届け出	・少量危険物の貯蔵・取扱管理記録			
	アセチレンガス等の取扱い	圧縮アセチレンガス等の貯蔵 又は取扱いの届け出	圧縮アセチレンガス： 40kg以上、生石灰： 500kg以上他	あらかじめ、所轄消防長又は消防署長に届け出				
	火気の使用	火気の使用に関する規制	電気・ガスによる溶接、溶断作業 アスファルト等の溶解作業	市町村条例（火災予防条例）で定める。				
	指定可燃物の取扱い	指定可燃物の貯蔵・取扱の基準	木材加工品及び木くず：10m3以上等	市町村条例（火災予防条例）で定める。（準則）指定数量の5倍以上の場合、あらかじめ消防長（消防署長）に届け出	指定可燃物の貯蔵・取扱時の管理			
労働基準法	14条 労働契約	労働契約期間	3年以内（但し、更新回数に制限はない）	労働契約期間は適正であること	労働契約書にて期間の確認			
	32条、36条 労働時間	36協定	労働時間は、 8時間/日 40時間/週以内である	36協定（時間外・休日労働に関する協定届）を適切に締結し、労基署に届出ている	就業簿にて36協定の範囲を超えていないこと（記録は3年間保存されていること）			

環境法規制等の名称/略称	規制内容			実 施 手続き・順守事項	文書・記録(例) 【有資格担当者】	(1年目) 順守評価チェック	(2年目) 順守評価チェック	(3年目) 順守評価チェック
	届出、作業等	適用範囲	適用条件					
労働安全衛生法	フォークリフト、クレーンの運行	フォークリフト 作業計画 クレーン月次点検	フォークリフトを動かすたびに必要 月次点検の実施	作業計画の提出、 月次点検が実施されていること	記録は3年以上保存されていること 年次点検記録も確認する			
	59条 安全衛生規則第36条	電気取扱者教育	教育が実施されていること	登録者の管理	記録は3年以上保存されていること			
RoHS指令 UL認定	顧客要求事項	電子電気機器に含まれる有害10物質の使用禁止 UL認証の有無	有害物質使用禁止 (カドミウム0a、水銀Hg、鉛Pb、六価クロムCr、ポリ臭化ビフェニールPPB、ポリ臭化ジフェニルエーテルPBDE) (フタル酸ジニエチルヘキシルDEHP、フタル酸ブチルベンジルBBP、フタル酸ジブチルDBP、フタル酸ジイソブチルDIBP) UL仕様の明記	オーダ管理	閾値 カドミウム均質材料の重量で最大0.01wt% (100PPM) 他は最大0.1wt (1000PPM) 顧客要求の適合			
＜同意するその他の要求事項及び近隣、顧客からの要求事項＞								
福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例	(騒音及び振動) コンプレッサーを使用する作業	・当社敷地内作業		・知事へ7日前までに届け出 ・作業敷地境界にて75デシベル以下				
地域との協定	地域からの指示事項の順守	・放流に関する事項		・地区水利組合 契約書の確認	・契約書の内容確認			